

定款認証をスマホで行う

日経新聞の記事にありましたが、政府は2018年度中に株式会社の目的などを記す定款をスマートフォンで認証できるようにする方針で動いています。

スマートフォンを利用することで、会社設立登記に原則10日かかっていたものを24時間以内に完了するようにすることで、①起業しやすくすることと②電子定款の認証を優先処理することで申請については完全オンライン化を促進することを目的として動いています。

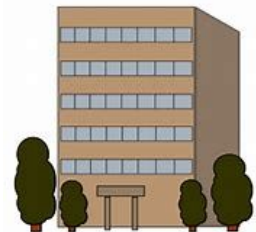


会社を作る際に発起人はまず定款を作成します。作成した定款ではまだ効力はなく、公証役場にて公証人から認証を受けることで定款の効力が発生します。この認証された定款を今度は法務局へ提出して設立登記の申請を行います。

現行では原則として定款の認証に7日間、登記手続きに3日の計10日間かかります。

定款の認証を得るには発起人（または代理人）が必ず公証役場に出向き、公証人と面会をします。定款認証後に発起人は公証役場から認証定款を電子記録媒体にて受取り、次に電子記録媒体を法務局に提出します。法務局にて登記がされて完了となります。

現状ではせっかく電子定款を作成しても公証役場に作成データを受取りに行く手間があります。



公証人と面会をする理由

我が国では株式会社であることにより信用されることも多くありますが、一方株式会社が消費者詐欺犯罪、詐欺的投資勧誘、マネーロンダリング等の犯罪ツールとして本来の行為者の隠れ蓑として利用されることも多いのも事実です。

公証人と発起人との面会は、起業が不正に利用されないようにのちの犯罪等を防止のために行われています。また定款の内容や意義を十分に理解した上で起業することが促されることによりのちの紛争防止に役立つとされています。



スマートフォンを使った認証手続きにはこの公証人役場に行き、公証人と面会する手間を省きます。

- ・公証人との面会はテレビ電話機能を使います。
- ・音声及び画像を双方でやり取りする技術を利用し公証人と発起人が面会をします。
- ・事前に送信した電子定款データをチェックして定款を認証します。
- ・本人確認のための運転免許証などの添付書類の照合や確認なども映像でやりとりします。

さらに2020年度からは、認証を終えた定款のデータを公証役場から法務局に直接送ることができるシステムを検討しています。

雇用拡大促進税制の拡充

平成25年度より利用しております雇用拡大促進税制に改正がありました。雇用者の賃金を自主的に増額させた企業については税額控除をする目的で開始した制度です。平成31年度より大企業、中小企業ともに税額控除率が引き上げられます。また人材教育を積極的に取り組む企業についてはさらに税額控除率が上乘せされます。大企業と中小企業の要件がそれぞれ変わりました。今回は中小企業が適用を受けるための要件を確認します。

中小企業等（資本金1億円以下）についての適用要件は以下のように変更しました。

改正前

①平成24年度（基準年度）給与等支給総額に比べて3%以上増加していること。

②給与等支給総額が前年度以上であること。

③継続雇用者比較平均給与額が前年度を回ること。

改正後

①給与等支給総額が前年度以上であること（改正前①の比較は無くなりました。）

②継続雇用者比較平均給与額が前年度増加率1.5%以上であること。

※（増加率2.5%なら控除額は22%）

控除税額の計算

改正前

（当該事業年度雇用者給与等支給総額 - 平成24年度（基準年度）給与等支給総額）×10%

改正後

（当該事業年度雇用者給与等支給総額 - 前事業年度給与等支給総額）×15%

基準年度からどれだけ増加したかではなく、前事業年度からどれだけ増加したかに変更されました。また控除税率は10%から15%に変更されました。なお控除税額はいずれも法人税額の20%が上限となります。

中小企業用

控除限度額の条件	追加要件	改正前	改正後
①当期給与等支給総額 - 前期給与等支給総額 = 増加額		10%	15%
②継続雇用者比較平均給与額	前年度比2.5%以上増加		22%
③②及び左の要件いずれかを満たす	・前期比教育訓練費10%増加 ・経営力向上計画の認定		25%

※税額控除はいずれも法人税額の20%が上限

※大企業の計算に該当されるお客様の取り扱いにつきましては中小企業等と併記致しますと複雑になるため別途個別に対応いたします。

（担当：山本 修）